資料３

人権に関する丹波市民意識調査（案）
【調査ご協力のお願い】

市民の皆さまには、日頃から市政の推進について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

丹波市では、市民一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現に向けて、第３次丹波市人権施策基本方針に基づき、「人権尊重のまちづくり」をすすめているところです。

このたび、ご協力をお願いするこの「人権に関する丹波市民意識調査」は、新たな人権課題の高まりや、人権に関する法律の制定など社会が変化する中で、私たちのまわりにある様々な人権問題などについて市民の皆さまのご意見をお伺いし、そのご意見を参考に、これからの人権尊重のまちづくりに生かすためのものです。

今回は、丹波市にお住まいの１８歳以上の方の中から無作為に抽出させていただいた２，０００人のうちの一人として、あなたにご協力をお願いすることとなりました。

本調査は無記名で行いますので、お名前や回答内容から個人が特定されることはなく、ご迷惑をおかけすることはありません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、率直なご意見をお聞かせいただきますよう、ご協力をお願い申しあげます。

令和７年　　月

丹波市長　　林　　時　彦

● 次のページの「ご記入にあたってのお願い」を読んでから記入してください。

● ご記入いただいた「調査票」は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、
令和７年　　月　　日（　）までに郵便ポストへ投函ください。

●本調査は、インターネットからのご回答も可能です。
下記のＵＲＬまたは二次元コードからアクセスしていただき、紙の調査票と同様の設問にご回答ください。

●日本語（にほんご）が　難（むず）しい　人は、「やさしい　日本語版（にほんごばん）を　みて　ください」。

オンライン回答用 URL
https://
二次元コード
※二次元コードからも、アンケートフォームにアクセス可能です。

オンライン回答用 URL（やさしい日本語版）
https://
二次元コード
※二次元コードからも、アンケートフォームにアクセス可能です。

この調査に関するお問い合わせは、下記へお願いいたします。

丹波市氷上町成松字甲賀１番地
丹波市役所　まちづくり部人権啓発センター
電話　０７９５―８２－０２４２　　ＦＡＸ　０７９５－８２－４３７０

【ご記入にあたってのお願い】

- 必ず封筒のあて名のご本人がご記入ください。

- この調査票の文章を読むことが難しい方は、親しい方に代読をお願いしていただき、ご回答ください。

- ご回答は、該当する番号に〇をつけたり、（　　）に番号を記入してください。

- 本調査は、紙の調査票のご記入に加えて、インターネットからのご回答も可能です。
  ※紙・オンラインいずれか一方の方法でご回答ください。
  　オンラインで回答された方は、この調査票を返送する必要はありません。

  ※オンラインでの回答期限：　　　月　　日（　曜日）まで

【問１】 次の人権に関わる問題について、あなたはどれぐらい関心がありますか。それぞれについて、１から３のいずれかで、あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

		関心がある	少し関心がある	関心がない
1	女性の人権問題	1	2	3
2	こどもの人権問題	1	2	3
3	高齢者の人権問題	1	2	3
4	障がいのある人の人権問題	1	2	3
5	同和問題(部落差別)	1	2	3
6	外国人の人権問題	1	2	3
7	アイヌの人たちの人権問題	1	2	3
8	HIV(エイズ・ウイルス)感染者の人権問題	1	2	3
9	ハンセン病患者・元患者の人権問題	1	2	3
10	刑を終えて出所した人の人権問題	1	2	3
11	刑務所等における被収容者の人権問題	1	2	3
12	犯罪被害者とその家族の人権問題	1	2	3
13	性同一性障害や同性愛など、性的少数者に関わる人権問題	1	2	3
14	ホームレスの人権問題	1	2	3
15	インターネットを悪用した人権侵害の問題	1	2	3
16	労働者の権利に関する問題	1	2	3
17	若者の就労促進・自立支援に関することがら	1	2	3
18	ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別	1	2	3

【問２】 あなたは、人権問題にかかわる次のような文書や法律などを知っていますか。それぞれについて、１から３のいずれかに○をつけてください。

		内容も知っている	内容は知らないが名称は知っている	知らない
1	水平社宣言(1922)	1	2	3
2	世界人権宣言(1948)	1	2	3
3	同和対策審議会答申(1965)	1	2	3
4	国際人権規約(1966)	1	2	3
5	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(2000)	1	2	3
6	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律[障害者差別解消法](2013)	1	2	3
7	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律[ヘイトスピーチ解消のための法律](2016)	1	2	3
8	部落差別の解消の推進に関する法律[部落差別解消推進法](2016)	1	2	3
9	丹波市住民票の写し等本人通知制度(2012)	1	2	3
10	丹波市自治基本条例（2012）	1	2	3
11	丹波市男女共同参画推進条例（2019）	1	2	3
12	丹波市パートナーシップ宣誓制度（2023）	1	2	3
13	良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律[ゲノム医療推進法]（2023）	1	2	3
14	丹波市多文化共生推進基本方針（2024）	1	2	3
15	兵庫県パートナーシップ制度（2024）	1	2	3
16	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律[情報流通プラットフォーム対処法](2025)	1	2	3
17	丹波市こどもの権利に関する条例(2025)	1	2	3

【問３】　人権や権利については、いろいろな考え方がありますが、あなたはどのようにお考えでしょうか。それぞれの設問について、１から４のいずれかであなたのお考えに最も近いものに、〇をつけてください。

		そう思う	どちらかといえばそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1	権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている	1	2	3	4
2	人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない	1	2	3	4
3	思いやりや、やさしさを持てば人権問題は解決する	1	2	3	4
4	学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ	1	2	3	4
5	人権問題を解決する責任は、まず行政にある	1	2	3	4
6	個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべきだ	1	2	3	4
7	競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない	1	2	3	4
8	差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	1	2	3	4
9	福祉制度に頼るより、個人がもっと努力すべきだ	1	2	3	4
10	差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だと思う	1	2	3	4
11	介護される側の高齢者が、あまり自己主張するのはよくない	1	2	3	4
12	今の日本では、差別はもはや深刻な問題ではない	1	2	3	4

【問４】　次のような意見に対してあなたはどのようにお考えでしょうか。それぞれの設問について、１から４のいずれかであなたのお考えに最も近いものに、〇をつけてください。

		そう思う	どちらかといえばそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1	家柄や家の格は大切にしたほうがよい	1	2	3	4
2	女性が土俵にあがれないのは、しきたりだから仕方がない	1	2	3	4
3	大勢の人の考えや行動にあわせたほうが、無難だと思う	1	2	3	4
4	結婚相手を決める時は、こども本位でなく、やはり家のことを考えて決めたほうがよい	1	2	3	4
5	皆が集まりやすければ、仏滅に結婚式をしてもかまわない	1	2	3	4
6	自分が納得できなければ、たとえ皆がやっていることでも、やりたいとは思わない	1	2	3	4

【問5】　あなたは、過去５年ほどの間に自分の人権が侵害されたと思うことがありましたか。次の中から当てはまるものに〇をつけてください。

1　ある（あったと思う）	→	【問6－1、2、3】へ
2　ない（なかったと思う）	→	7ページの【問7】へ
3　わからない	→	7ページの【問7】へ

【問6－1】　それはどのような人権侵害でしたか。次の中から当てはまるものを選んで〇をつけてください（〇はいくつでも）。

1　あらぬうわさや悪口などによる名誉や信用の侵害
2　公的機関による不当な扱い
3　企業・民間団体による不当な扱い
4　地域・学校・職場での暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれなど
5　家庭内での暴力や虐待
6　セクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)
7　ストーカー行為(同一の者に対し、つきまといを繰り返して行うこと)
8　パワー・ハラスメント(優越的な関係を背景にして行う、いやがらせやいじめ)
9　プライバシーの侵害
10　インターネットを利用した人権侵害
11　その他(具体的に:　　　　　　　　　　)

【問6－2】　それはどのような理由によるものでしたか。次の中から当てはまるものに〇をつけてください（〇はいくつでも）。

1　学歴・出身校	2　職業	3　収入・財産
4　母子・父子家庭、両親なし	5　身体障がい	6　知的障がい
7　精神障がい	8　病気・病歴	9　同和地区出身
10　国籍・人種・民族	11　思想・信条	12　女性であること、男性であること
13　容姿・身なり	14　逮捕・犯罪歴	15　宗教
16　年齢	17　独身・離婚・既婚	18　その他（　　　　　　）

【問6－3】 人権侵害を受けた時、あなたはどうされましたか。次の中から当てはまるものに○をつけてください。

1　友達・同僚・上司など身近な人に相談した
2　家族・親戚に相談した
3　地域の自治会長や民生児童委員に相談した
4　法務局、人権擁護委員に相談した
5　県や市などの相談窓口に相談した
6　警察に相談した
7　弁護士に相談した
8　NPO や民間の支援団体に相談した
9　職場の相談窓口に相談した
10　相手に抗議するなど自分で解決した
11　何もしなかった
12　その他(具体的に:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

【問7】 女性の人権に関して次のような意見があります。それぞれについて、1から4のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

		そう思う	どちらかといえばそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1	昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむをえない	1	2	3	4
2	男は仕事を持ち、女はやはり家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい	1	2	3	4
3	性的な冗談も、時には職場の潤滑油になる	1	2	3	4
4	女性が組織の方針などの決定に参画する機会が少ない（議会の議員、会社の管理職、自治会役員が少ないなど）	1	2	3	4

【問8】　こどもの人権に関して次のような意見があります。それぞれについて、１から４のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

		そう思う	どちらかといえばそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1	こどものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない	1	2	3	4
2	いじめは、いじめられる側にもそれなりに問題がある	1	2	3	4
3	ほかに頼れる人がいなければ、家族の介護や世話のため、こどもが学校を休むのは仕方がない	1	2	3	4
4	こどもは経験が少なく、大人の意見の方が正しい場合が多いので、こどもの意見を聞く必要はない	1	2	3	4

【問9】　障がいのある人の人権に関して次のような意見があります。それぞれについて、１から４のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

		そう思う	どちらかといえばそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1	多動のこどもが、じっとすることができないことを「親のしつけが悪い」というのは間違っている	1	2	3	4
2	企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない	1	2	3	4
3	精神に障がいのある人に対しては、なんとなく不安を感じる	1	2	3	4
4	障がいのある人に対して、特別な配慮を提供するのは、当然だと思う	1	2	3	4

【問１０】 日本における外国人の人権に関して次のような意見があります。それぞれについて、１から４のいずれかであなたのお考えに最も近いものに〇をつけてください。

		そう思う	どちらかといえば そう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1	外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいても仕方がない	1	2	3	4
2	日本の学校に通う外国人のこどもたちが、自分の国や民族の言葉や文化を学習する機会を保障すべきだ	1	2	3	4
3	働いている外国人に、雇用者が、職場で通称名(日本名)の使用を求めるのも仕方がない	1	2	3	4
4	国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ	1	2	3	4

【問１１】 高齢者の人権に関して次のような意見があります。それぞれについて、１から４のいずれかであなたのお考えに最も近いものに〇をつけてください。

		そう思う	どちらかといえば そう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1	高齢者が一人暮らしを理由に、アパートやマンションなどの入居が断られるのは仕方がない	1	2	3	4
2	判断能力が下がっている高齢者の行動を、家族が制限しても仕方がない	1	2	3	4
3	住み慣れた家に暮らし続けたいという高齢者の意志は、家族の都合より優先されるべきだ	1	2	3	4
4	老親の介護のために、転職・離職することになるのはやむをえない	1	2	3	4

【問１２】 性的マイノリティ（少数者）の人権に関して次のような意見があります。それぞれについて、１から４のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

		そう思う	どちらかといえばそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1	同性同士の結婚も認められるべきだ	1	2	3	4
2	自分のこどもから同性愛者だと打ち明けられても、親としてこどもの側に立ち、力になる	1	2	3	4
3	企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇すべきだ	1	2	3	4
4	学校や職場を、性的少数者も安心して過ごせる環境にしていく必要がある	1	2	3	4

【問１３】 インターネットによる人権侵害に関して次のような意見があります。それぞれについて、１から４のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

		そう思う	どちらかといえばそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1	表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではない	1	2	3	4
2	ネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへの情報の公開停止・削除を求めるべきだ	1	2	3	4
3	差別を扇動するような書き込みを行った者に対しては、処罰をする法整備が必要だ	1	2	3	4
4	SNS などに書き込むとき、個人の意見であれば、情報が正しいかどうかまでは確認する必要はない	1	2	3	4

【問１４】 あなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚相手としてどのような条件を重視しますか。相手が女性の場合、男性の場合について、とくに重要だと思うものをそれぞれ３つ選び、（　　）内に番号を記入してください。

1　職業	2　性格	3　家庭環境	4　収入・財産
5　容姿	6　実行力	7　思想・信条	8　趣味・特技
9　健康	10　学歴	11　家事能力	12　教養・センス
13　宗教			

相手が女性の場合　…　（　　）（　　）（　　）

相手が男性の場合　…　（　　）（　　）（　　）

【問１５】 問１４で選んだ条件を満たしているお子さんの結婚相手が、次のような人であった場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。それぞれについて、１から４のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

【相手が女性の場合】

		賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対
1	身体に障がいのある人	1	2	3	4
2	精神に障がいのある人	1	2	3	4
3	親や本人などが同和地区で生まれ育った人	1	2	3	4
4	在日外国人	1	2	3	4
5	刑を終えて出所した人	1	2	3	4

【相手が男性の場合】

		賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対
1	身体に障がいのある人	1	2	3	4
2	精神に障がいのある人	1	2	3	4
3	親や本人などが同和地区で生まれ育った人	1	2	3	4
4	在日外国人	1	2	3	4
5	刑を終えて出所した人	1	2	3	4

【問１６】 もしあなたが家や土地を購入したり、マンション・アパートを借りることになった場合、同和地区や同じ小学校区内の物件は避けることがあると思いますか。あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

1　同和地区の物件は避けると思う　→　【問１７】へ

2　同和地区の物件だけでなく、同じ小学校区内の物件も避けると思う　→　【問１７】へ

3　いずれにあってもこだわらない　→　【問１８】へ

【問１７】 問１６で、「１」「２」と答えた方にお聞きします。あなたはなぜそのように思うのですか。あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください（○はいくつでも）。

1　自分も同和地区出身者と思われるから

2　周りの人から避けたほうがよいと言われるから

3　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【問１８】　同和問題（部落差別）の解決に対してあなたのお考えに最も近いものに〇をつけてください。

1　これは、同和地区の人の問題だから、自分には関係がない

2　自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる

3　人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする

4　そっとしておけば自然になくなる

5　わからない

【問１９】　あなたは、同和地区や同和地区の人びとに対して、現在、次のことについて差別があると思いますか。それぞれについて、１から５のいずれかであなたのお考えに最も近いものに〇をつけてください。

		明らかな差別がある	どちらかといえば差別がある	ほとんど差別はない	差別はない	わからない
1	日常の交流や交際	1	2	3	4	5
2	就職について	1	2	3	4	5
3	結婚について	1	2	3	4	5
4	引っ越しや住宅の購入に際して	1	2	3	4	5
5	インターネットを介した差別的な情報の拡散	1	2	3	4	5

【問２０】　あなたは、学校で人権問題（同和問題や障がい者、女性、外国人の人権など）について、授業等で学んだ経験がありますか。次の中から当てはまるものに○をつけてください（○はいくつでも）。

1　小学校で学んだ
2　中学校で学んだ
3　高校・高等専修学校で学んだ
4　短大・大学・専門学校（それ以上の学校も含む）で学んだ
5　はっきりと覚えていない
6　学校で学んだ経験はない

【問２１】　人権問題についての研修会や啓発資料について、あなたの参加状況や関心度にもっとも近いものに○をつけてください。（それぞれ、○は１つだけ）

１　人権問題に関する啓発冊子・パンフレット・広報紙等の記事
①　よく読む　②　時々読む　③　あまり読まない　④　全く読まない

２　市や学校が開催する講演会や研修会
① 参加したことがない　②　1~2 回参加した　③　3~5 回参加した
④　6 回以上参加した

３　職場で行われる研修会
① 受けたことがない　②　受けたことがある　③　よく受けた

４　自治会単位で行われる住民人権学習会
① 参加したことがない　②　1~2 回参加した　③　3~5 回参加した
④　6 回以上参加した

５　市民団体の主催による講演会・研修会・研究大会
① 参加したことがない　②　1~2 回参加した　③　3~5 回参加した
④　6 回以上参加した

２～５の講演会や研修会、学習会、研究大会のいずれにも参加されなかった方のみ、問２２へ

【問２２】 前問（問２１）２～５の講演会や研修会、学習会、研究大会のいずれにも参加されなかった方に、おたずねします。どんな理由で参加されなかったのですか。次の中から当てはまるものに○をつけてください（○は３つまで）。

1 開催されているのを知らなかった
2 忙しくて時間的に無理だった
3 自分で学習をしているため
4 同じような内容で新鮮味がない
5 人権問題に関心がない
6 人権問題のことはよく知っている（参加するまでもない）
7 時間帯が合わない
8 自分には関わりがない

【問２３】 あなたが人権問題の理解を深めるのに役立ったものは何ですか。次の中から当てはまるものに○をつけてください（○は３つまで）。

1 市や学校が開催する講演会や研修会
2 学校の授業やホームルーム、特別活動等での同和教育や人権教育
3 職場で行われる研修会
4 自治会単位で行われる住民人権学習会
5 市民団体の主催による講演会・研修会・研究大会
6 人権啓発冊子・パンフレット・広報紙の記事
7 市販の人権に関する本や雑誌
8 テレビ・ラジオのニュースや番組、新聞
9 インターネット
10 人権問題についての家族や友人との話し合い
11 ボランティア活動への参加
12 その他（具体的に：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

【問２４】人権擁護委員についておたずねします。

		はい	いいえ
1	人権擁護委員が丹波市内におられることを知っていますか	1	2
2	人権擁護委員が人権問題の相談に応じることを知っていますか	1	2

【問２５】 最後に、あなたご自身のことについておたずねします。当てはまるものに○をつけてください。

（1）あなたの性別(あなたが認識されている性別)

１　女性　　２　男性　　３　その他

（2）あなたの年齢

１　18～29 歳　　２　30～39 歳　　３　40～49 歳

４　50～59 歳　　５　60～69 歳　　６　70 歳以上

（3）あなたのご職業（○は１つだけ）

１　自営業

２　公務員・教員

３　企業・団体の経営者・管理者

４　企業・団体の勤め人（従業員 30 人以上）

５　企業・団体の勤め人（従業員 30 人未満）

６　自由業・専門職（弁護士、医師、著述業、芸術家、宗教家等）

７　学生

８　家事従事者

９　無職（8 以外の方）

１０　その他

（4）ご自身の生活の程度は、世間一般からみて、どのようだと思いますか。次の中から当てはまるものに○をつけてください。（○は１つだけ）

１　上　　２　中の上　　３　中の中

４　中の下　　５　下　　６　わからない

【生活の程度の判断基準】

上	比較的豊かなくらし
中の上	安定した暮らしの中でも、やや余裕がある
中の中	一般的な暮らし／人並みの生活
中の下	やりくりを意識した生活／多少の制約がある暮らし
下	慎ましい暮らし／生活に制限がある状態

（5）あなたの国籍（等）を、次の中から選んで○をつけてください。

１ 日本　　２ 中国　　３ ベトナム　　４ 韓国・朝鮮

５ その他（　　　　　　　　　　）

【問２６】人権問題について、普段考えておられること、気になっていること、ご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。

質問は以上で終わりです。お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご返送ください。